

本四高速における全国共通料金制度の継続について

1 要旨・目的

本州四国連絡高速道路（以下、本四高速）の全国共通料金制度について、令和6年度以降も10年間（令和15年度末まで）継続されることとなったので報告する。

2 現状・背景

本四高速の通行料金は、全国共通料金制度の導入により平成26年4月から全国共通の水準まで引き下げられており、令和5年度末までの当面10年間とされていた。こうした中で、沿線自治体などにおいて、平成26年3月に「環瀬戸内海地域交流促進協議会」を設置し、経済界と連携しながら本州四国間の交流人口拡大に向けて取り組んできた。

令和5年度においては、令和6年度以降も全国共通料金制度が継続されるよう、国土交通大臣への要望活動など、あらゆる機会を通じて国へ強く働きかけてきた。こうした取組によって、昨年12月に令和6年度以降も全国共通料金制度を継続する方針が国土交通省から示されていた。

3 概要

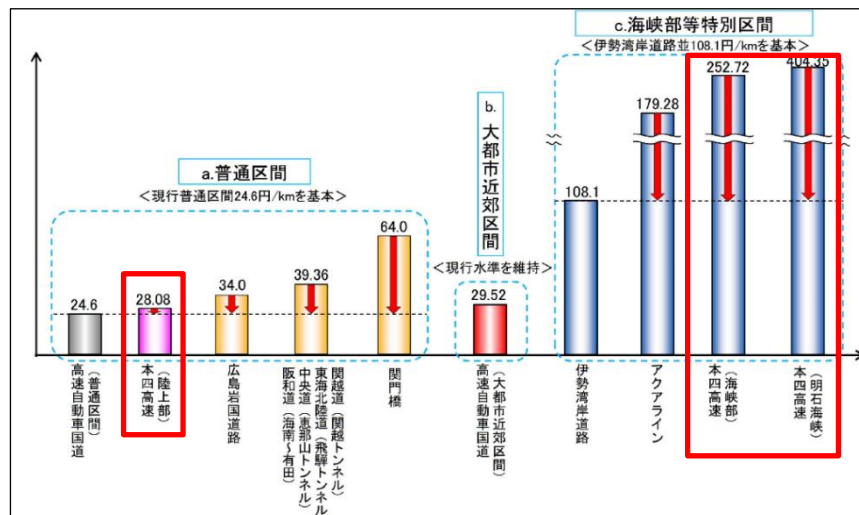
(1) 対象者

—

(2) 事業内容（実施内容）

本四高速の通行料金は、海峡部が多く建設費が高かったことから、当初は全国の他の高速道路に比べて割高であったが、平成26年4月から下図のとおり、3つの料金水準が導入され、ETC車を対象に全国共通の水準まで引き下げられていた。こうした中、3月27日に令和6年度以降も10年間（令和15年度末まで）継続されることについて本四高速から発表があった。

（陸上部：28.08円/km → 24.6円/km、海峡部：252.7円/km → 108.1円/km）



（参考）瀬戸内しまなみ海道の通行料金（西瀬戸尾道IC～今治IC：59.4km）

- ・平休日現金車：3,980円（軽自動車）4,920円（普通車）
- ・平日ETC車：2,450円（軽自動車）2,950円（普通車）
- ・休日ETC車：1,880円（軽自動車）2,310円（普通車）

(3) スケジュール

—

(4) 予算（国庫・単県）

—

(5) 今後の対応

全国共通料金制度の継続を踏まえ、引き続き、国や沿線自治体等と連携し、本四高速の利用促進や本州四国間の交流人口拡大に取り組む。